



PRESS RELEASE



令和7年9月24日

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」(以下、「要領」という。)により、下記のとおり指名停止を行います。

記

1. 対象業者、登録業種

対象業者:株式会社中央技術コンサルタンツ 代表取締役 本田 俊昭
(東京都新宿区西新宿8-5-1)
登録業種:測量・建設コンサルタント

2. 指名停止の理由

対象業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競争入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕された。

3. 指名停止期間

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第9号(競売入札妨害又は談合行為)に該当するため、停止期間は、4か月以上12か月以内の範囲内で措置する。
また、「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置基準」第4条第2項第6号に該当するため、4か月に1か月を加算し、5か月とする。

指名停止期間:令和7年9月24日～令和8年2月23日(5か月)

4. 令和4・5・6年度市発注実績

令和4年度 実績なし
令和5年度 実績なし
令和6年度 実績なし

本件に関する問合せ先

神崎市役所 総務企画部
財政課 契約管財係
直通:0952-37-0101
mail:zaisei@city.kanzaki.lg.jp

▼神崎市HP

